

しきにこそみえおはしまし、かさて山ぐちいらせ給ひし程に、去らせうといひし御たかの、とりをとりながら、御こしの鳳のうへにとびまゐりて候し、やうく日は山のはに入かたに、ひかりのいみじうさして、山のもみぢにしきをはりたるやうなるに、たかのいろはいと去ろくて、きじはこんじやうのやうにて、はねうちひろげてゐて候し程は、まことに雪すこし打ちりて、をりふしとりあつめてさる事やは候しとよ、

〔柱史抄下〕野行幸事

承保三年十月二十四日、天皇河○白臨幸大井河、王卿已下或麴塵闕腋、或尋常位袍、鶴人獵長等相從、鷹犬相引奉供奉、左右開帳御輿綱、行宮東立五間屋爲王卿座、其北立五間紺幄爲殿上人座、其東立五間幄爲辨少納言内記外記史座、供腰輿、遷幸御船、公卿船二艘、殿上人船、内記外記等船、泝流、容與被講和歌之後、召大内記藤原成季、被仰勸賞事、

〔續世繼紅葉の御狩〕承保三年十月二十四日、大井川にみゆきさせ給て、嵯峨野にあそばせ給、みかりなぞさせ給、そのたびの御歌、

大井川ふるきながれを尋きてあらしの山の紅葉をぞみる、なごよませ給へる、むかしの心ちして、いとやさしくおはしましき、

〔十訓抄〕白河院御位の時、野行幸といふ事有て、嵯峨野におはし付て、放鷹樂をすべきを、笛かならず二人有べきに、大神惟季が外に此樂を習ひ傳ふるものなかりけり、これに依て、井戸の次官あきむねと云管絃者を召て、惟季と共に仕るべきよし仰有ければ、かさねの裝束して、樂人にくはゝりければ、どもにいみじき面目なりけり、今日の宴いみじきことなりければ、舞人も物の上手をえらばれけるに、五人、光季、高季、則季、成兼、經遠、今一人たらざりければ、高季が子の末童にて、年十四なるを召して、藏人所にて、俄に男になして、くはへられけり、時の人面目なりとぞ申ける、